

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡二丁目一五〇九番一地 先から同市上福岡二丁目一五〇九番二地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十二月二十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 十三号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長三四・〇〇メートル</p>